第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　運送引受書（第三条―第十七条）
第三章　運送引受書に記載した運賃等（第十八条―第二十六条）
第四章　運送引受書に記載しない運賃等（第二十七条―第三十二条）
第五章　運送引受書に記載した運賃等（第三十三条―第四十二条）
第六章　運送引受書に記載しない運賃等（第四十三条―第四十八条）
第七章　運送引受書に記載した運賃等（第四十九条―第五十四条）
第八章　運送引受書に記載しない運賃等（第五十五条―第五十八条）
第九章　運送引受書に記載した運賃等（第五十九条―第六十二条）
第十章　運送引受書に記載しない運賃等（第六十三条―第六十六条）
第十一章　雑則（第六十七条―第七十条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この約款は、運送人が、陸上運送（以下「運送」という。）に関し、荷送人と締結する運送引受書の内容、運送人の責任その他の運送引受書に関する事項について定めることを目的とする。

（定義）

第二条　この約款において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　運送人　運送を引き受ける者をいう。

二　荷送人　運送人と運送引受書を締結する者をいう。

三　荷受人　運送引受書に記載された運送品の引渡しを受ける者をいう。

四　運送品　運送の対象となる物品をいう。

五　運送引受書　運送人が荷送人に対して交付する書面であって、運送品の受取り、運送及び引渡しに関する事項を記載したものをいう。

六　運賃等　運賃、料金、保管料その他運送に関して荷送人又は荷受人が運送人に支払うべき一切の金銭をいう。

七　運送品の滅失等　運送品の滅失、損傷又は延着をいう。

第二章　運送引受書

（運送引受書の交付）

第三条　荷送人が運送を申し込んだときは、運送人は、遅滞なく、運送引受書を交付しなければならない。ただし、荷送人が運送引受書の交付を要しない旨を申し出たときは、この限りでない。

（運送引受書の記載事項）

第四条　運送引受書には、次の各号に掲げる事項を記載し、運送人が記名押印又は署名しなければならない。

一　荷送人の氏名又は名称及び住所

二　荷受人の氏名又は名称及び住所

三　運送品の種類、性質、重量、容積、荷造りの方法、個数及び運送品の価額

四　運送品の受取りに関する日時又は期間

五　運送品の引渡しに関する日時又は期間

六　運賃等の額及びその支払に関する事項

七　運送品の滅失等が生じた場合の損害賠償の額の算定に関する事項

八　運送引受書の作成の年月日

（運送引受書の記載事項の特則）

第五条　荷送人が運送品の性質、価額その他の運送に関する重要な事項について虚偽の申告をしたときは、運送人は、荷送人に対し、損害賠償の請求をすることができない。

（運送引受書の記載事項の補充）

第六条　荷送人は、運送人に対し、運送引受書に記載すべき事項の補充を請求することができる。この場合において、運送人は、荷送人に対し、相当の期間を定めて、その補充をすべき旨を催告することができる。

（運送引受書の作成及び交付の義務）

第七条　荷送人が運送引受書の作成又は交付を拒んだときは、運送人は、運送を引き受けることを拒むことができる。

（運送引受書の作成及び交付の費用）

第八条　運送引受書の作成及び交付に要する費用は、荷送人の負担とする。

（運送引受書の作成及び交付の方法）

第九条　運送引受書の作成及び交付は、電磁的方法によってすることができる。

（運送引受書の記載事項の変更）

第十条　荷送人は、運送引受書に記載した荷受人その他の運送引受書の記載事項を変更することを運送人に請求することができる。

（運送引受書の紛失）

第十一条　荷送人又は荷受人は、運送引受書を紛失したときは、運送人に対し、その交付を請求することができる。

（運送引受書の不実記載）

第十二条　荷送人は、運送引受書に記載した事項が不実であることによって運送人が受けた損害を賠償しなければならない。

第三章　運送引受書に記載した運賃等

（運賃等の支払）

第十三条　荷送人は、運賃等を、運送品の受取りと引換えに、荷受人に支払わなければならない。

（運賃等の支払の拒絶）

第十四条　荷受人は、運送引受書を取得したときは、運賃等を支払うまでは、運送品の引渡しを拒むことができる。

（運賃等の支払の時期）

第十五条　運賃等は、運送品の引渡しと同時に支払わなければならない。

（運賃等の支払の拒絶）

第十六条　荷受人は、運賃等を支払うまでは、運送品の引渡しを拒むことができる。

（運賃等の支払の拒絶）

第十七条　荷受人は、運賃等を支払うまでは、運送品の引渡しを拒むことができる。

（運賃等の支払の拒絶）

第十八条　荷受人は、運賃等を支払うまでは、運送品の引渡しを拒むことができる。

（運賃等の支払の拒絶）

第十九条　荷受人は、運賃等を支払うまでは、運送品の引渡しを拒むことができる。

（運賃等の支払の拒絶）

第二十条　荷受人は、運賃等を支払うまでは、運送品の引渡しを拒むことができる。

（運賃等の支払の拒絶）

第二十一条　荷受人は、運賃等を支払うまでは、運送品の引渡しを拒むことができる。

（運賃等の支払の拒絶）

第二十二条　荷受人は、運賃等を支払うまでは、運送品の引渡しを拒むことができる。

（運賃等の支払の拒絶）

第二十三条　荷受人は、運賃等を支払うまでは、運送品の引渡しを拒むことができる。

（運賃等の支払の拒絶）

第二十四条　荷受人は、運賃等を支払うまでは、運送品の引渡しを拒むことができる。

（運賃等の支払の拒絶）

第二十五条　荷受人は、運賃等を支払うまでは、運送品の引渡しを拒むことができる。

（運賃等の支払の拒絶）

第二十六条　荷受人は、運賃等を支払うまでは、運送品の引渡しを拒むことができる。

（運賃等の支払の拒絶）

第二十七条　荷受人は、運賃等を支払うまでは、運送品の引渡しを拒むことができる。

（運賃等の支払の拒絶）

第二十八条　荷受人は、運賃等を支払うまでは、運送品の引渡しを拒むことができる。

（運賃等の支払の拒絶）

第二十九条　荷受人は、運賃等を支払うまでは、運送品の引渡しを拒むことができる。

（運賃等の支払の拒絶）

第三十条　荷受人は、運賃等を支払うまでは、運送品の引渡しを拒むことができる。

（運賃等の支払の拒絶）

第三十一条　荷受人は、運賃等を支払うまでは、運送品の引渡しを拒むことができる。

（運賃等の支払の拒絶）

第三十二条　荷受人は、運賃等を支払うまでは、運送品の引渡しを拒むことができる。

（運賃等の支払の拒絶）

第三十三条　荷受人は、運賃等を支払うまでは、運送品の引渡しを拒むことができる。

（運賃等の支払の拒絶）

第三十四条　荷受人は、運賃等を支払うまでは、運送品の引渡しを拒むことができる。

（運賃等の支払の拒絶）

第三十五条　荷受人は、運賃等を支払うまでは、運送品の引渡しを拒むことができる。

（運賃等の支払の拒絶）

第三十六条　荷受人は、運賃等を支払うまでは、運送品の引渡しを拒むことができる。

（運賃等の支払の拒絶）

第三十七条　荷受人は、運賃等を支払うまでは、運送品の引渡しを拒むことができる。

（運賃等の支払の拒絶）

第三十八条　荷受人は、運賃等を支払うまでは、運送品の引渡しを拒むことができる。

（運賃等の支払の拒絶）

第三十九条　荷受人は、運賃等を支払うまでは、運送品の引渡しを拒むことができる。

（運賃等の支払の拒絶）

第四十条　荷受人は、運賃等を支払うまでは、運送品の引渡しを拒むことができる。

（運賃等の支払の拒絶）

第四十一条　荷受人は、運賃等を支払うまでは、運送品の引渡しを拒むことができる。

（運賃等の支払の拒絶）

第四十二条　荷受人は、運賃等を支払うまでは、運送品の引渡しを拒むことができる。

第四章　運送引受書に記載しない運賃等

（運賃等の支払）

第四十三条　荷送人は、運賃等を、運送品の受取りと引換えに、荷受人に支払わなければならない。

（運賃等の支払の拒絶）

第四十四条　荷受人は、運賃等を支払うまでは、運送品の引渡しを拒むことができる。

（運賃等の支払の拒絶）

第四十五条　荷受人は、運賃等を支払うまでは、運送品の引渡しを拒むことができる。

（運賃等の支払の拒絶）

第四十六条　荷受人は、運賃等を支払うまでは、運送品の引渡しを拒むことができる。

（運賃等の支払の拒絶）

第四十七条　荷受人は、運賃等を支払うまでは、運送品の引渡しを拒むことができる。

（運賃等の支払の拒絶）

第四十八条　荷受人は、運賃等を支払うまでは、運送品の引渡しを拒むことができる。

第五章　運送引受書に記載した運賃等

（運賃等の支払）

第四十九条　荷送人は、運賃等を、運送品の受取りと引換えに、荷受人に支払わなければならない。

（運賃等の支払の拒絶）

第五十条　荷受人は、運賃等を支払うまでは、運送品の引渡しを拒むことができる。

（運賃等の支払の拒絶）

第五十一条　荷受人は、運賃等を支払うまでは、運送品の引渡しを拒むことができる。

（運賃等の支払の拒絶）

第五十二条　荷受人は、運賃等を支払うまでは、運送品の引渡しを拒むことができる。

（運賃等の支払の拒絶）

第五十三条　荷受人は、運賃等を支払うまでは、運送品の引渡しを拒むことができる。

（運賃等の支払の拒絶）

第五十四条　荷受人は、運賃等を支払うまでは、運送品の引渡しを拒むことができる。

第六章　運送引受書に記載しない運賃等

（運賃等の支払）

第五十五条　荷送人は、運賃等を、運送品の受取りと引換えに、荷受人に支払わなければならない。

（運賃等の支払の拒絶）

第五十六条　荷受人は、運賃等を支払うまでは、運送品の引渡しを拒むことができる。

（運賃等の支払の拒絶）

第五十七条　荷受人は、運賃等を支払うまでは、運送品の引渡しを拒むことができる。

（運賃等の支払の拒絶）

第五十八条　荷受人は、運賃等を支払うまでは、運送品の引渡しを拒むことができる。

第七章　運送引受書に記載した運賃等

（運賃等の支払）

第五十九条　荷送人は、運賃等を、運送品の受取りと引換えに、荷受人に支払わなければならない。

（運賃等の支払の拒絶）

第六十条　荷受人は、運賃等を支払うまでは、運送品の引渡しを拒むことができる。

（運賃等の支払の拒絶）

第六十一条　荷受人は、運賃等を支払うまでは、運送品の引渡しを拒むことができる。

（運賃等の支払の拒絶）

第六十二条　荷受人は、運賃等を支払うまでは、運送品の引渡しを拒むことができる。

第八章　運送引受書に記載しない運賃等

（運賃等の支払）

第六十三条　荷送人は、運賃等を、運送品の受取りと引換えに、荷受人に支払わなければならない。

（運賃等の支払の拒絶）

第六十四条　荷受人は、運賃等を支払うまでは、運送品の引渡しを拒むことができる。

（運賃等の支払の拒絶）

第六十五条　荷受人は、運賃等を支払うまでは、運送品の引渡しを拒むことができる。

（運賃等の支払の拒絶）

第六十六条　荷受人は、運賃等を支払うまでは、運送品の引渡しを拒むことができる。

第九章　運送引受書に記載した運賃等

（運賃等の支払）

第六十七条　荷送人は、運賃等を、運送品の受取りと引換えに、荷受人に支払わなければならない。

（運賃等の支払の拒絶）

第六十八条　荷受人は、運賃等を支払うまでは、運送品の引渡しを拒むことができる。

（運賃等の支払の拒絶）

第六十九条　荷受人は、運賃等を支払うまでは、運送品の引渡しを拒むことができる。

（運賃等の支払の拒絶）

第七十条　荷受人は、運賃等を支払うまでは、運送品の引渡しを拒むことができる。

第十章　運送引受書に記載しない運賃等

（運賃等の支払）

第七十一条　荷送人は、運賃等を、運送品の受取りと引換えに、荷受人に支払わなければならない。

（運賃等の支払の拒絶）

第七十二条　荷受人は、運賃等を支払うまでは、運送品の引渡しを拒むことができる。

（運賃等の支払の拒絶）

第七十三条　荷受人は、運賃等を支払うまでは、運送品の引渡しを拒むことができる。

（運賃等の支払の拒絶）

第七十四条　荷受人は、運賃等を支払うまでは、運送品の引渡しを拒むことができる。

（運賃等の支払の拒絶）

第七十五条　荷受人は、運賃等を支払うまでは、運送品の引渡しを拒むことができる。

（運賃等の支払の拒絶）

第七十六条　荷受人は、運賃等を支払うまでは、運送品の引渡しを拒むことができる。

（運賃等の支払の拒絶）

第七十七条　荷受人は、運賃等を支払うまでは、運送品の引渡しを拒むことができる。

（運賃等の支払の拒絶）

第七十八条　荷受人は、運賃等を支払うまでは、運送品の引渡しを拒むことができる。

（運賃等の支払の拒絶）

第七十九条　荷受人は、運賃等を支払うまでは、運送品の引渡しを拒むことができる。

（運賃等の支払の拒絶）

第八十条　荷受人は、運賃等を支払うまでは、運送品の引渡しを拒むことができる。

（運賃等の支払の拒絶）

第八十一条　荷受人は、運賃等を支払うまでは、運送品の引渡しを拒むことができる。

（運賃等の支払の拒絶）

第八十二条　荷受人は、運賃等を支払うまでは、運送品の引渡しを拒むことができる。

（運賃等の支払の拒絶）

第八十三条　荷受人は、運賃等を支払うまでは、運送品の引渡しを拒むことができる。

（運賃等の支払の拒絶）

第八十四条　荷受人は、運賃等を支払うまでは、運送品の引渡しを拒むことができる。

（運賃等の支払の拒絶）

第八十五条　荷受人は、運賃等を支払うまでは、運送品の引渡しを拒むことができる。

（運賃等の支払の拒絶）

第八十六条　荷受人は、運賃等を支払うまでは、運送品の引渡しを拒むことができる。

（運賃等の支払の拒絶）

第八十七条　荷受人は、運賃等を支払うまでは、運送品の引渡しを拒むことができる。

（運賃等の支払の拒絶）

第八十八条　荷受人は、運賃等を支払うまでは、運送品の引渡しを拒むことができる。

（運賃等の支払の拒絶）

第八十九条　荷受人は、運賃等を支払うまでは、運送品の引渡しを拒むことができる。

（運賃等の支払の拒絶）

第九十条　荷受人は、運賃等を支払うまでは、運送品の引渡しを拒むことができる。

（運賃等の支払の拒絶）

第九十一条　荷受人は、運賃等を支払うまでは、運送品の引渡しを拒むことができる。

（運賃等の支払の拒絶）

第九十二条　荷受人は、運賃等を支払うまでは、運送品の引渡しを拒むことができる。

（運賃等の支払の拒絶）

第九十三条　荷受人は、運賃等を支払うまでは、運送品の引渡しを拒むことができる。

（運賃等の支払の拒絶）

第九十四条　荷受人は、運賃等を支払うまでは、運送品の引渡しを拒むことができる。

（運賃等の支払の拒絶）

第九十五条　荷受人は、運賃等を支払うまでは、運送品の引渡しを拒むことができる。

（運賃等の支払の拒絶）

第九十六条　荷受人は、運賃等を支払うまでは、運送品の引渡しを拒むことができる。

（運賃等の支払の拒絶）

第九十七条　荷受人は、運賃等を支払うまでは、運送品の引渡しを拒むことができる。

（運賃等の支払の拒絶）

第九十八条　荷受人は、運賃等を支払うまでは、運送品の引渡しを拒むことができる。

（運賃等の支払の拒絶）

第九十九条　荷受人は、運賃等を支払うまでは、運送品の引渡しを拒むことができる。

（運賃等の支払の拒絶）

第百条　荷受人は、運賃等を支払うまでは、運送品の引渡しを拒むことができる。

第十一章　雑則

（通知）

第百一条　運送人が荷受人に対してする通知は、荷送人に対してしたものとみなす。

（時効）

第百二条　運送人の荷受人に対する債権は、運送品の引渡しがあった日から一年を経過したときは、時効により消滅する。

（裁判管轄）

第百三条　この約款に関する訴えは、運送人の営業所の所在地を管轄する裁判所の管轄に専属する。

（準拠法）

第百四条　この約款に定めのない事項については、日本国の法令に従う。

（約款の変更）

第百五条　運送人は、この約款を変更することができる。この場合において、変更後の約款の効力発生日以降に締結される運送引受書については、変更後の約款による。

（約款の公表）

第百六条　運送人は、この約款を、営業所の見やすい場所に掲示し、又はインターネットを利用する方法その他の適切な方法により公表しなければならない。

（電磁的記録）

第百七条　運送人は、この約款に定める書面の交付に代えて、荷送人の承諾を得て、電磁的記録を提供することができる。

（細則）

第百八条　運送人は、この約款の実施に関し必要な細則を定めることができる。

（附則）

この約款は、令和○年○月○日から施行する。

（附則）

この約款は、令和○年○月○日から施行する。

（附則）

この約款は、令和○年○月○日から施行する